

平成30年度

会派 市民ファースト

視察等報告書

セミナー報告書

後藤久男

会派：市民ファースト

セミナー：平成30年7月25日（水）～26日（木）

自治体財政の基礎

財政とは何か

- ・社会と経済を維持し発展させるために、政府（国と地方）が担わなければならない役割がある（社会的協同事務）。
- ・政府が社会的共同事務を行うための財源は、国民から強制的に聴収する租税によって賄われなければならない。
- ・社会的共同事務の内容は国や時代によって変化するが、財政の占める比重は減少していない。

地方財政の仕組み（地方歳入決算の内訳・平成28年度）

地方税 393、924億円 38.8%
地方譲与税・地方特例交付金・地方交付税 197、025億円 19.4%
国庫支出金（補助金） 156、291億円 15.4%
地方債 103、873億円 10.2%
その他 163、485億円 16.2%
地方歳入101兆4、598億円

*租税は平均で4割弱にすぎず、残りを地方交付税・国庫支出金等と地方債でまかなっている。また、地方債の償還は地方税または地方交付税による。

一般財源と特定財源

一般財源

自治体が自分で用途を決定できる財源。お金（地方税、地方交付税等）。財政当局の最大の関心

特定財源

用途が限定されている財源（国庫支出金、地方債等）

なぜ一般財源が重要か

- ・自治体が自分たちの望む施策を実行するためのお金として活用できる。
- ・自治体にとっては自分たちの財布のお金である。財務局はほとんど一般財源だけを見ている。
- ・一般財源がなければ、特定財源（国庫支出金、地方債等）を受けることができない。

財務省の地方財政計画への批判

減債基金が毎年減少し、その他特定目的基金及び財政調整基金が増加している。

減債基金は借金の返済の基金であり、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）は目的のない貯金である。

基金増加率と臨時財政対策債の増加率

1. 臨時債残高を増やししながら基金も積増している自治体（70%）
2. 臨時債残高を増やししながら基金を減らしている自治体（22%）
3. 臨時債残高を減らしながら基金を減らしている自治体（2%）
4. 臨時債を減らしながら基金も積増している自治体（6%）

1の自治体は小規模な自治体に多い。

地方六団体からの反論

- ・今後も臨時財政対策債の残高が見込まれることから、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率の引上げや臨時財政対策債の廃止など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- ・地方の基金残高に関して様々な議論があったところであるが、各地方団体は、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で財政運営を行っており、地方基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕あるかのような議論は断じて容認できない。

地方財政審議会（総務省）からの反論

- ・各地方自治体に於いては、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの地域の実情も踏まえ、景気の動向による法人関係税等の変動、人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等の推進、災害への対応、社会保障関係費の増大等、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして基金の積み立てをおこなっている。また、多くの地方自治体において、その財源は、行政改革や経費削減により捻出されている。

地方財政審議会からの反論

- ・多くの地方自治体では、当初予算の段階で臨時財政対策債と地方交付税を一体的なものとして歳入に計上した上で、年度を通じての財政運営を行っている。
- ・一方で、基金の最終的な積立て・取崩しの額は、財政運営の結果として年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定される。
- ・基金残高と臨時財政対策債の発行残高との間に直接的な関連性はない。

土岐市の財政はどうか、議会が執行部に問うべき問題。

- ・国は基金の積み上げを大きな問題にしている。本市はどうかしているのか？
- ・一方で、臨時財政対策債を発行しているのはどういう理由なのか？
- ・予算査定をもっと厳格にして、適切な財政運営に努めるべきではないのか？
- ・国は基金（財政調整基金）の積み上げを大きな問題にしている。本市はどうかしているのか。

(基金が減っている場合は財政が非常に苦しい)

・なぜ基金が減っているのか？

(歳入の見通しに狂いが生じた。破綻のおそれが出る)

これが自治体財政のすべてだ

日本の地方税 (市町村・平成28年度)

市町村民税 45, 0% (個人分 34, 0%・法人分 10, 4%)

固定資産税 (41, 8%)

都市計画税 (5, 9%)

市町村たばこ税 (4, 3%)

その他 (3, 0%)

*市町村民税(住民税)と固定資産税に大きく依存しているため、人口拡充と雇用問題が今後の大きな課題となる。

地方交付税・臨時財政対策債の仕組み

- ・国が地方の代わりに国税の一部(所得税・法人税の33, 1%、酒税の50%、消費税の22, 3%、地方法人税の全額)として徴収し、一定の基準に基づいて再配分する間接課徴形態の地方税(=地方の固有財源)
- ・地方の一般財源(使途は自治体の自主的な判断に委ねられている)
- ・普通交付税と特別交付税は、普通交付税(交付税総額の94%)で、特別交付税(交付税総額の6%)となっている。
- ・臨時財政対策債は、平成13年度以降、地方財源不足を国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰り入れ加算、地方負担分については臨時財政対策債(赤字地方債)による財源調達を実施している。

臨時財政対策債の元利償還金は全額後年度に基準財政需要額へ参入

各自治体の普通交付税の決定方法

- ・普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (財源不足額)
- ・基準財政需要額: 地方団体の標準的な税収の75% + 地方譲与税
- ・基準財政需要額: 各自治体が標準的な行政を行うために必要な経費のうち一般財源で賄うべき額で $\text{基準財政需要額} = \text{測定単位} \times \text{単位費用} \times \text{補正係数}$
(例: ごみ費用 21億円 = 人口 10万人 × 一人当たり 2万円 × 1, 05)

測定単位: 行政項目ごとに人口、面積などを設定

単位費用: 測定単位ごとの単価(標準団体)

補正係数: 自然的・社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるための割り増し、あるいは割落とし(段階補正、密度補正、態容補正、管領補正、合併補正など)

国庫支出金(補助金)の仕組み

- ・国庫支出金は、一定の条件のもとに地方団体における特定の支出に充てるために国庫から地方自治体に対して支出される補助金。

- ・国庫支出金の役割

全国民への標準的な行政サービスの確保及び地方財政の統制である。

国庫支出金の算定

国庫支出金＝事業費×補助率（2分の1が基準）

地方債の仕組み

- ・地方債とは、地方自治体が借り入れる借金のうち、返済が2年度以上にわたる長期債務。建設された施設の耐用年数を超えない期間に償還することが原則であり、10～15年程度の間償還されることが多い。

- ・地方債の対象経費（適債事業、地方財政法第5条）

公営企業に要する経費、出資金及び貸付金・地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費、公共施設・公用施設の建設事業費である。

- ・地方債の特例（地方財政法附則第33条以降）は、過疎対策事業債、退職手当債、臨時財政対策債である。

歳出とその実態

単に多ければ良いのではなく、需要と財政支出のバランスが大切で、現在と将来の一般財源の負担の大きさは注意が必要で、財政民主主義の強化（議会。住民・行政の責任）であり、財政支出が活かされているかが重要である。

あなたの街の財政状況を確認（決算カードをみられるようになろう）

決算カードとは、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたもので、各年度に実施した「地方財政状況調査」（決算統計）に基づいて抽出・整理したもので、平成13年度分より総務省がHP上で公開している。

決算状況が詳細に記入されており、歳入・歳出の状況が一目瞭然であり、決算が適正化否かの判断資料である。

歳入の状況及び市町村税の状況が記入され、歳出には、性質別歳出（経常収支比率）及び目的別歳出並びに公営事業繰出しが分かる、また、財政収支及び各種財政指標も掲載されており、決算状況が良くわかる。

議員の殆どが行政経験者ではないため、行政用語を解釈し理解をすることが必要で、予算（案）の作成及び決算の議論ができる議会が必要と考える。